

# 成年後見制度の 利用を応援します



認知症や障がいなどで、判断能力が  
不十分な人の暮らしを守るために

安心の  
お手伝い



高齢者や障がいのある方が住み慣れた町で自分らしく安心して  
暮らしていくために、成年後見制度の利用をお手伝いします。



社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

函館市成年後見センター

## 成年後見制度とは ？

認知症の方、知的障がいのある方など、判断能力が十分でない方の日常生活を尊重しながら、これらの方を支援する制度です。

判断能力が低下すると、介護施設を利用するための契約、医療・入院契約などの法律行為や不動産の管理・処分や現金・預金通帳の財産管理などを、自ら行うことが困難になったり、悪徳商法や強引なセールスに会わないかと不安になったりします。

成年後見制度によって、このような方のために、代わりに契約をしたり財産を管理するなど支援します。

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。

**法定後見制度**とは、すでに判断能力が十分でない人を保護・支援する制度です。本人の判断能力によって、後見・保佐・補助の3つの類型があります。

**任意後見制度**とは、現在、判断能力がある人が判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ契約により決めておく制度です。



## 成年後見制度の理念とは

成年後見制度は、次の3つの理念によって支えられています。

- 自己決定権の尊重 . . . ~ 本人の意思やこれまでの生き方を尊重し、自己決定を大切にすること。
- 残存能力の活用 . . . ~ 本人の現在持っている能力を活かせるよう配慮すること。
- ノーマライゼーション . . . ~ 障がいのある人も家庭や地域で通常の生活をする事ができる社会を作ること。



# 法定後見制度の3類型と内容

法定後見制度は、利用者本人の判断能力の程度によって以下のような3類型があります。

類 型		後 見	保 佐	補 助
本人の状態		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
医師による鑑定		原則必要	原則必要	診断書でもよい
家庭裁判所に申立てができる人		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長、任意後見人など		
支援する人		成年後見人	保 佐 人	補 助 人
申立てについての本人の同意		不 要	不 要	必 要
代理権	代理できる行為	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
	代理権付与についての本人の同意	不 要	必 要	必 要
同意権・取消権	取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の法律行為	民法13条1項所定の行為、申立ての範囲内で与えられた特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
		日常生活に関する行為は除く		
	同意権・取消権付与についての本人の同意	不 要	不 要	必 要

- ※ 同意権      …… 本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に、保佐人等がその内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承すること。
- ※ 取消権      …… 本人が後見人等の同意を得ないで重要な財産行為に関する行為等を行った場合、後見人等がその行為を無効なものとして、原状に戻すこと。
- ※ 代理権      …… 本人に代わって、本人のために取引や契約等を行うこと。

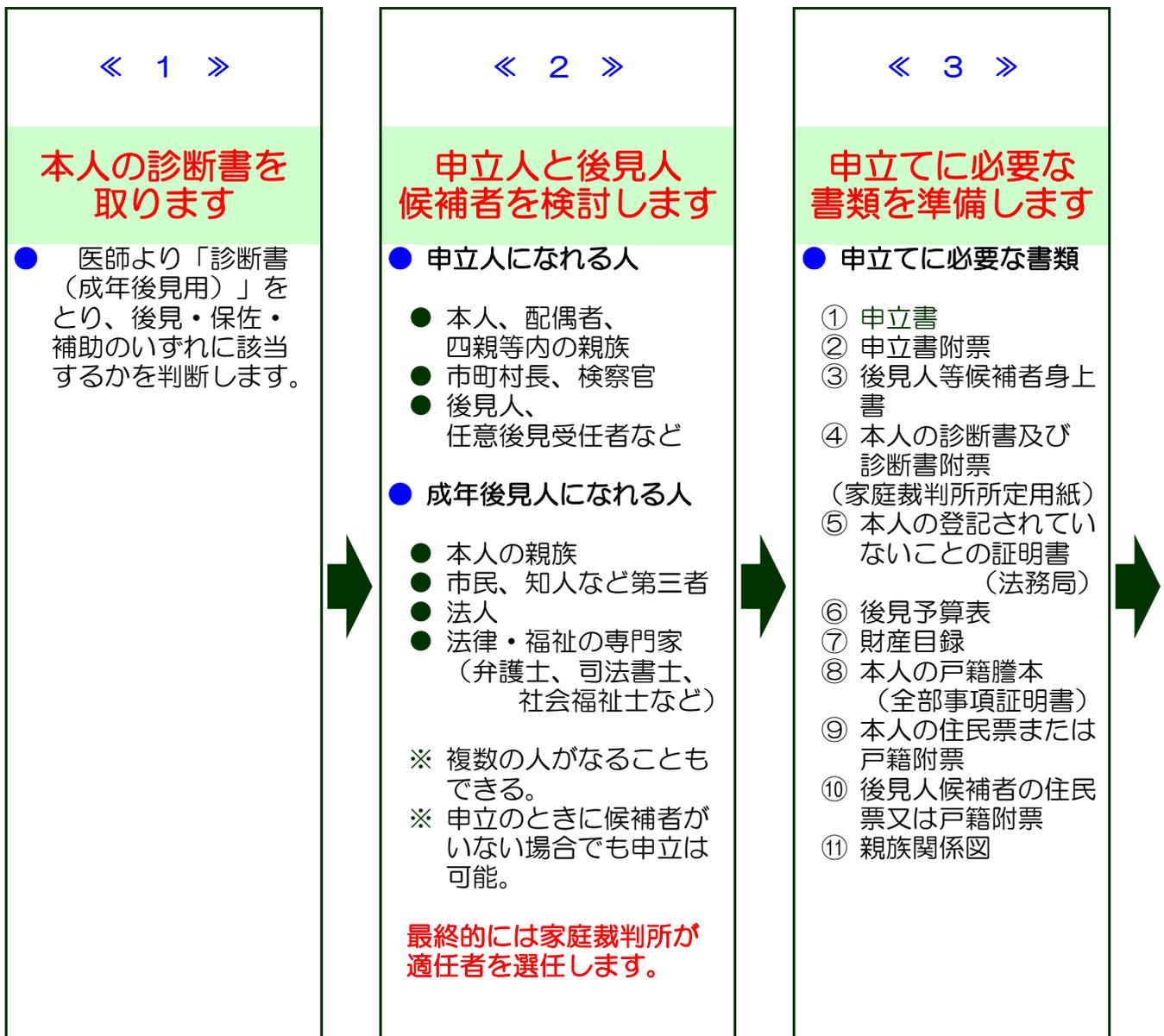


# 法定後見制度

法定後見制度は、すでに判断能力が低下した場合に利用する制度です。

本人が判断能力が不十分になったときに、親族等が家庭裁判所に後見人等の選任を申立て、家庭裁判所が後見人等を選任する制度です。法定後見制度には、後見・保佐・補助の3つの類型があります。

## 法定後見制度の申立て手続きの流れ



申立て費用

- 診断書料
  - 収入印紙
  - 郵便切手
  - 添付収入印紙
- 1万～1万5千円程度
- 1万円前後
- 鑑定費用（必要な場合）
- 10万円以内



妻が認知症になり  
家のことが、  
さっぱり分からない！  
今後、自分も心配だ～



<< 4 >>

**家庭裁判所に  
申立てます**

- 審理
  - 家庭裁判所が申立人、後見人等候補者、本人から事情をうかがいます。
  - 家庭裁判所が親族に対し、意向確認を行うことがあります。
  - 本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。
  - 後見等を開始するかどうかや類型、後見人等を誰にするかを家庭裁判所が判断します。

<< 5 >>

**審判が出ます**

- 審判確定・後見登記
  - 申立てについて家庭裁判所の審判が出ます。
  - 審判書が申立人、後見人等に通知されます。
  - 審判書が通知されて2週間以内に不服申立てがされない場合審判が確定します。
  - 家庭裁判所が審判確定後に東京法務局に登記手続きを行います。(2週間程度かかります)
  - 登記は審判が確定した後、さらに2週間経過すれば法務局で取ることができます。

法定後見制度による支援がはじまります！

※ 申立てから審判が確定するまでの期間は、通常4カ月以内です。  
 ※ 申立ては、ご本人がお住まいの地域を管轄する家庭裁判所に対して行います。  
 ※ 申立ての用紙は、家庭裁判所または函館市成年後見センターで配布しています。

# 任意後見制度

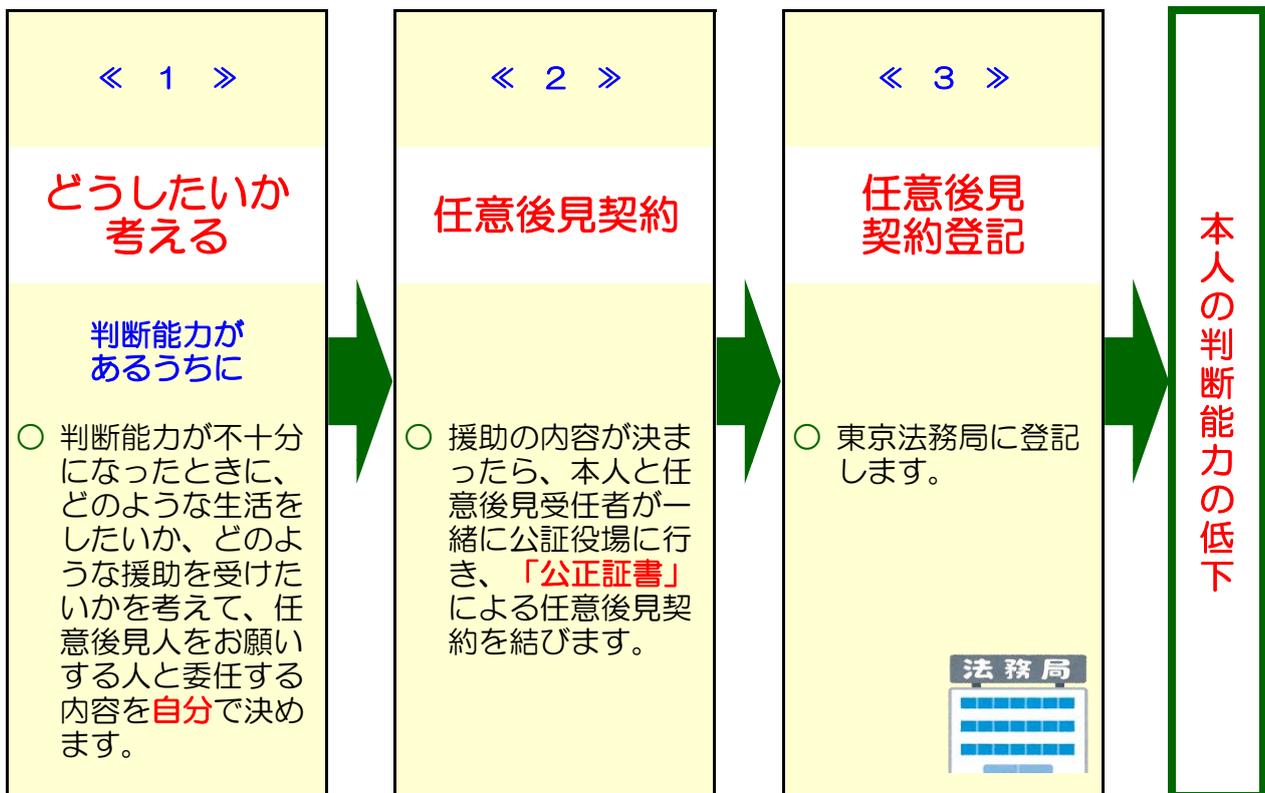
本人の判断能力が十分なうちに将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ後見人や支援してもらう内容などを本人の希望にそって決めておきます。

その内容は公証役場で公正証書による契約として、東京法務局に登録します。

将来、判断能力が低下した場合は、法定後見と同様に家庭裁判所に申立てを行い、審判後に任意契約による支援が始まります。



## 任意後見制度申立て手続きの流れ



### 参考として

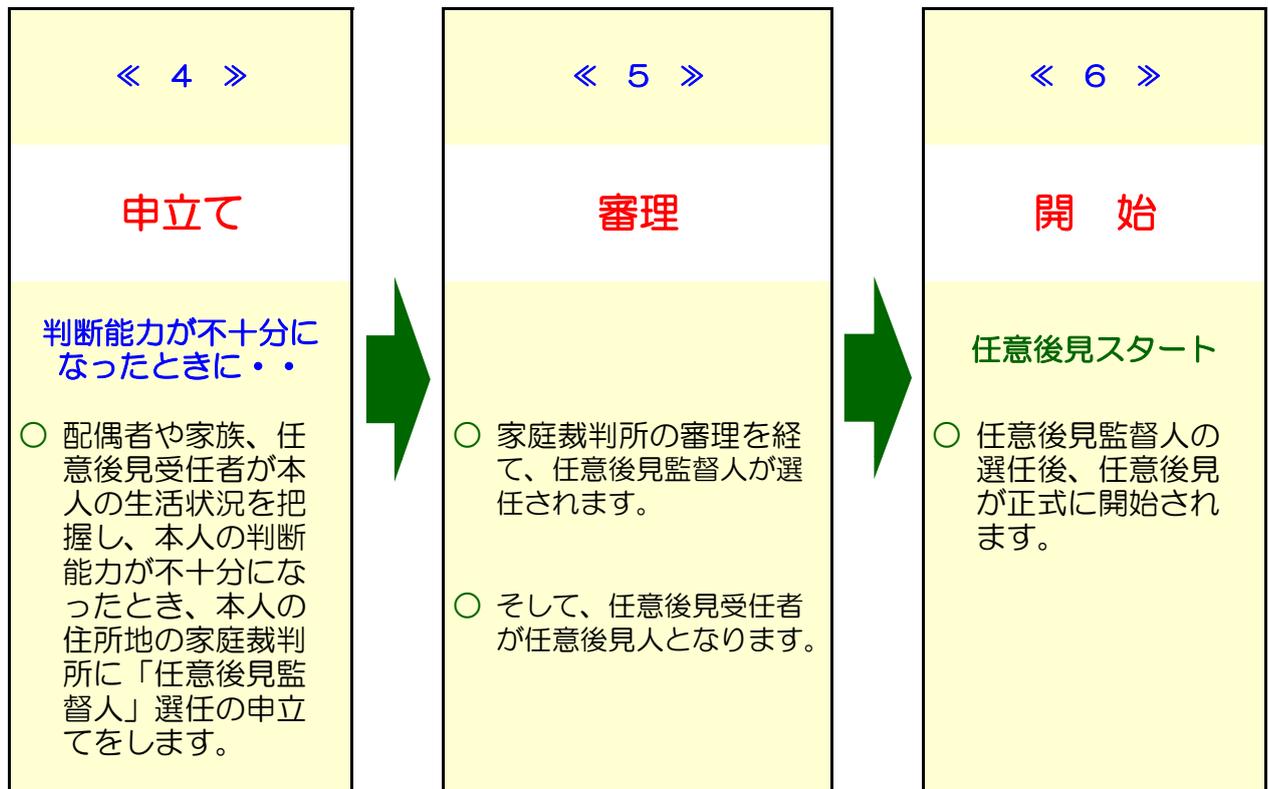
財産管理  
委任契約

心身の障害などにより財産管理や生活支援を必要とする方の支援方法として、自分の財産の管理等代理権を与える人を選んで、具体的な内容を決めて委任するものです。

判断能力はあるが、身体が不自由なため、財産管理が難しい場合にも利用することができます。

## 決めておくことの例

- 後見人等を誰に頼むか
- 将来在宅での生活が難しくなった時  
どのような施設に入りたいか
- 預金や不動産等、資産の管理を  
どこまで頼むか
- 介護契約や医療契約、入退院の手続きが  
必要になった時に代わりに契約を頼む  
かどうか。
- 後見人の報酬はいくらにするか



※ 財産管理委任契約は、成年後見制度とは別の契約ですが、「任意後見契約」と一緒に契約されることが多く、関係性の強い契約です。

# 成年後見人は、次のようなことを行います

福祉サービスの利用や入所・入院の手続き、費用の支払いなど、契約に関わる支援をいたします。

## 身上監護

### 住居に関すること

- 賃貸の契約
- 家賃の支払い など



### 福祉サービスに関すること

- 介護保険の利用手続き
- 施設の入所手続き、費用の支払い など



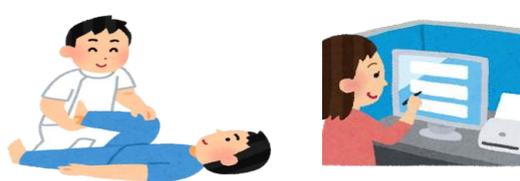
### 医療に関すること

- 受診・治療・入院の手続き
- 医療費の支払い など



### 教育・リハビリテーションに関すること

- 教育・リハビリに関する契約
- 費用の支払い など



## 後見人の役割ではないもの

- 毎日の買い物、食事の世話、身体の介護など
- 入院や入所、賃貸借などの保証人や身元引受
- 治療や手術、延命治療や臓器提供などの同意
- 遺言、養子縁組、婚姻、離縁、離婚、認知などの行為
- 被後見人の死後の葬祭、埋葬、家財整理など死後の手続きや相続手続き





## 財産管理

本人のために必要な支出を計画的に行い、本人の金銭を管理します。具体的には金融機関との取引、不動産の管理・処分・遺産相続手続きなどを行います。

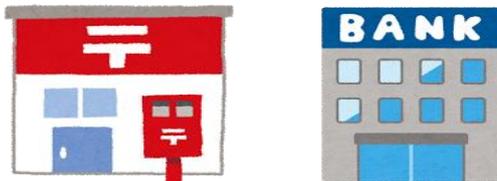
- 収入（年金・保険・給与等）や支出（生活費・公共料金・税金・保険料）の管理



- 預貯金・印鑑・権利証などの保管



- 銀行や郵便局などの金融機関との取引



- 不動産などの重要な財産の管理保存  
処分



## 成年後見人の報酬等について

- ① 成年後見人等が活動するための経費、本人のために活動したときの交通費や通信費などの実費は本人の財産から支払われます。
- ② 成年後見人等への報酬は1年程度の一定期間支援した後、後見人が家庭裁判所に申立てをします。  
裁判所は後見事務の内容などを考慮して、報酬を認めるかどうか認める場合には本人の財産の中から支払い能力に応じて報酬額を決定します。

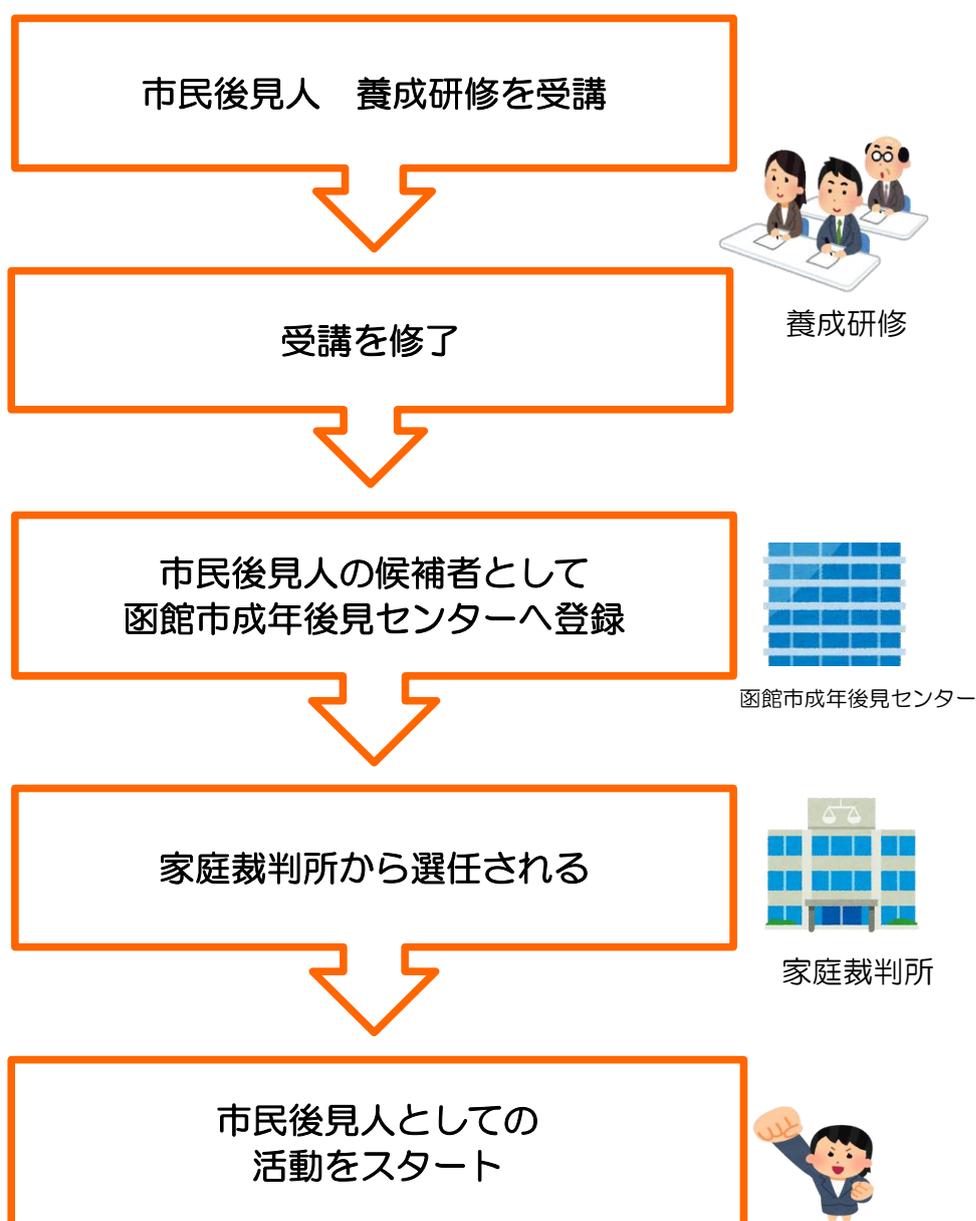


## 市民後見人とは・・・

函館市成年後見センターでは、だれもが住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」を養成・支援します。

- 市民後見人とは、親族または弁護士などの専門職以外の一般市民による後見人のことです。
- 市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などを行います。

### 養成研修を受講してから活動のスタートまで



※ 詳しいことは、函館市成年後見センター（☎23-2600）へ、お問い合わせ下さい。

# 日常生活自立支援事業

## 日常生活自立支援事業とは

「日常生活自立支援事業」（福祉サービス利用援助事業）では、福祉サービス利用の手続きや、生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いしています。

利用できる方は、高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方や、在宅で生活する予定の方です。

- ※ 日常生活自立支援事業の実施主体は、「北海道社会福祉協議会」ですが、今後「函館市社会福祉協議会」が事業を受託する予定となっております。
- ※ 詳しいことは、函館市成年後見センター（☎23-2600）へ、お問い合わせ下さい。

## サービス内容

### ① 福祉サービス利用援助 （基本事業）

- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い。
- 利用している福祉サービスの苦情を解決するための手続きのお手伝い。

いろいろな福祉サービス利用についての相談を受けるほか、ホームヘルプ事業の利用料支払いのお手伝いをします。



### ② 日常的金銭管理サービス

- 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常のお金の管理のお手伝い。



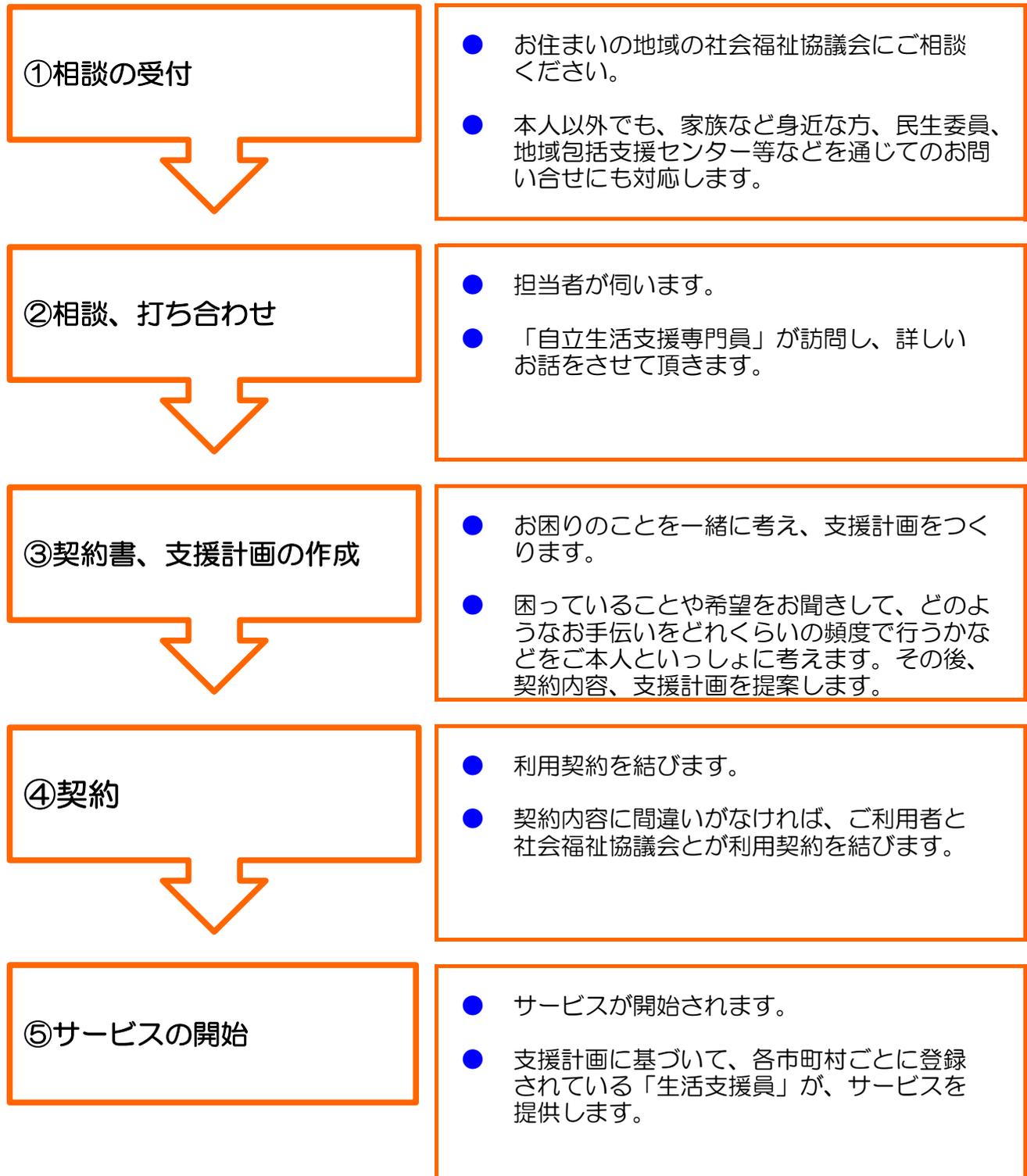
生活支援員が定期的に訪問して、銀行から生活費を払い戻すお手伝いや生活費の使い方についてアドバイスを行ないます。また、将来、福祉サービスを利用することについても相談を受け、アドバイスしています。

### ③ 書類等の預かりサービス

- 定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり。  
（保管は金融機関の貸金庫を利用します。）



## サービスのしくみ



## サービス利用料

- サービス1回（1時間程度）の利用で、利用料金 1,200円と生活支援員の交通費実費をいただきます。（生活保護を受けている方は、公費で補助されるので無料です。）書類等の預かりで金融機関の貸金庫などを利用する場合は、費用の実費をいただきます。

# ここがちがう！

## 成年後見制度と日常生活自立支援事業

制 度	法定後見制度	任意後見制度	日常生活自立支援事業
対 象	認知症、知的、精神障がいにより、判断能力が十分でない人		高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある在宅で生活している人 (契約ができる程度)
援 助 者	成年後見人、保佐人 補助人	任意後見人	自立生活支援専門員 生活支援員
支 援 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財産全般の管理</li> <li>● 施設への入退所契約、入院契約</li> <li>● 不動産の売却や賃貸契約、解除</li> </ul>	など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常的な金銭の管理（家賃、公共料金、医療費や福祉サービス利用料の支払手続）</li> <li>● 福祉サービスの利用援助</li> <li>● 契約手続きの援助</li> <li>● 通帳、印鑑、年金証書の預かり</li> </ul>
利 用 料	後見人等に対する報酬額は家庭裁判所が決定	本人と任意後見受任者との契約により決定	1回 1時間程度 1,200円の利用料と支援員の交通費
手 続 き の は じ ま り	家庭裁判所に申立て	判断能力が不十分になる前に本人と任意後見受任者が公正証書による任意後見契約を締結 制度は、判断能力が衰えてから開始	社会福祉協議会に相談・申込み

## こんな不安、ありませんか？

ひとり暮らしの父親が  
訪問販売で、  
使うはずもない高価な  
品物を購入してしまった！  
どうしようか。



今の私は元気だけど・・・  
今は健康に不安もなく元気。  
でも、もし、認知症  
になったら・・・今から準備できる  
ことはあるだろうか？



福祉サービスを利用したい・・・

福祉サービスを利用したい  
けれど、ひとりで契約するのは  
自信がない



子供の将来が心配で・・・  
自分が亡くなったあと、  
障がいのある子どもの  
将来が心配、誰か  
身守ってくれる人は  
いないかしら。



入院費用にあてるため  
母親名義の定期預金を  
解約しようとしたが、  
銀行から「本人以外は  
できない」と言われた。  
どうしたらいいの？



自分の意思で人生を  
送りたい・・・  
アルツハイマー病を発症。  
今ひとり暮らしだが、  
自分の意思で悔いの  
ない人生を送りたい。



制度を利用する時の  
費用は・・・  
制度を利用したい  
けれど、どのくらい  
お金がかかるのだろうか？



成年後見制度って、何？  
成年後見制度！？  
難しそう・・・  
でも、知りたい。



● お気軽にご相談ください ●



## 函館市成年後見センター相談窓口のご案内

函館市成年後見センターでは、地域の身近な成年後見制度の相談窓口を設置しています。

### 相談（無料）



電話や窓口でセンター職員（社会福祉士）が相談をお受けします。「成年後見制度」を利用するための手続きや、申立てに関するアドバイスを行います。また、必要に応じて関係機関をご紹介します。相談の予約は必要ありません。

#### <受付時間>

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土日、祝日及び年末年始はお休みになります）

**お困りのときは、一人で悩まず、まずはお電話を**

※ 専門相談室があります。

※ 都合により来所できない方は、ご相談ください。



23-2600

### 相談（無料）

#### 函館弁護士会による 専門相談

#### <相談日>

- 毎月第2水曜日
- 午後1時～午後3時まで
- 事前に電話予約（☎ 23-2600）が必要。



### 「成年後見制度」の普及・啓発

「成年後見制度」をより多くの方に知っていただくためのセミナーや講演会、出前講座、出張相談会などを開催し、「成年後見制度」への正しい理解の普及と利用の促進を図ります。

- 講演会
- 出前講座
- 出張相談会

} お問い合わせは、函館市成年後見センターへ



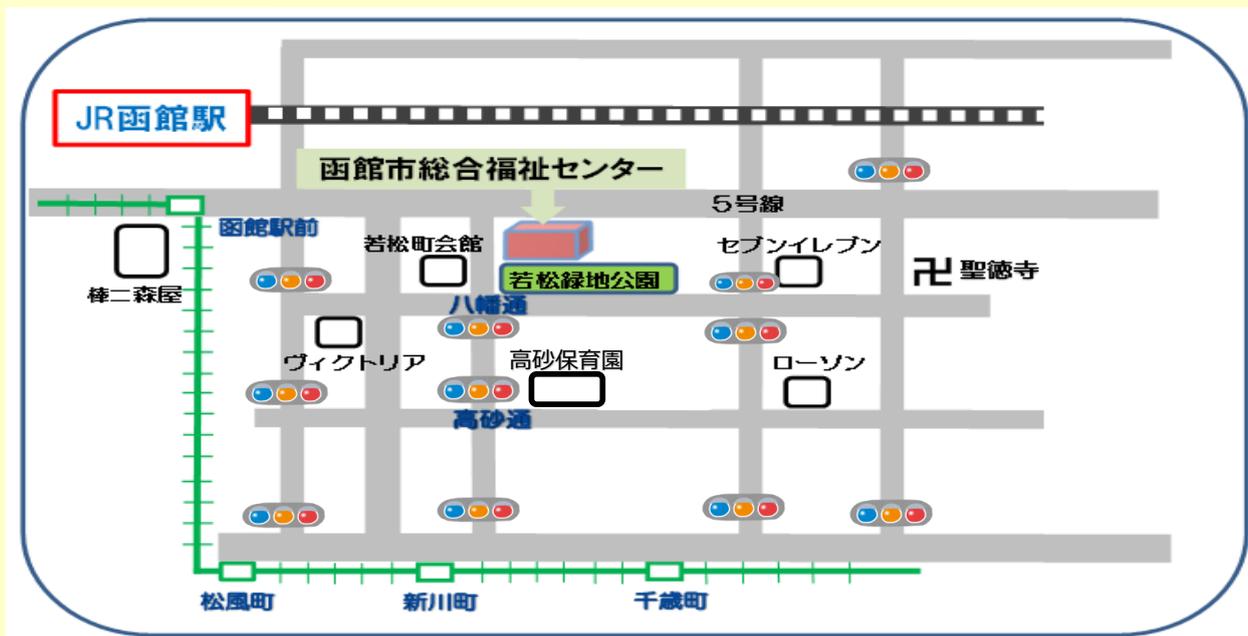
### 「市民後見人」の養成と活動の支援

- 市民後見人フォローアップ養成研修の開催  
後見業務の新たな担い手として、専門職以外、親族以外の市民の方（市民後見人養成研修修了者）にフォローアップ研修を行います。

- 市民後見人の活動支援  
「市民後見人」の後見活動について相談を受けたり、活動を支援します。



## 所在地



## 交通機関

- 徒歩 「函館駅前」から 徒歩10分～15分
- 函館市電 「函館駅前」下車 徒歩10分～15分
- 函館バス 1系統「総合福祉センター前」 徒歩2分 1日4本  
2・4・14・94・101・103  
123・132系統 「総合福祉センター裏」 徒歩2分

# 函館市成年後見センター



# 0138-23-2600

## 受付時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
※土日、祝日及び年末年始はお休みになります



〒040-0063 函館市若松町33-6  
<函館市総合福祉センター（あいよる21）2階>

社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

